

竹富農業振興地域整備計画変更（総合見直し）に係る詳細資料

■はじめに

竹富町は、昭和 51 年度に「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域の指定を受け、これまで4回の農業振興地域整備計画を策定してきました。
今回は、5回目の全体見直しであり、令和 10 年度の計画策定を目標としています。

※農業振興地域（農振地域）

「農業振興地域」とは、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用の見地から、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図るべき地域をいい、県が指定します。

※農用地区域（農振農用地）

「農用地区域」とは、農業振興地域内において、今後おおむね 10 年以上にわたり農用地等（農地・採草放牧地・土地改良施設用地・農業施設用地等）として利用すべき土地として町が定めおおむね5年ごとに、基礎調査をおこなうものとする。

※農用地区域（農振農用地）として定める土地（法第 10 条第 3 項）

- ① 集団的に存在する農用地（10ha 以上）
- ② 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地
- ③ ①、②に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- ④ 農業施設用地
- ⑤ 地域の特性に即した農業の振興を図るため確保することが必要である土地。
（産地形成上必要な土地、優良農地、農業生産基盤整備事業の実施予定地、農地の保全に必要な土地）

※農業振興地域整備計画総合見直しについて

「農用地区域」は農業以外の土地利用が規制される、いわゆる私有財産権が制限される区域であることから、不当に私有財産権が制限されることが無いよう情勢の変化などに適切に対応することが要請されております。その為、おおむね5年ごとに当該市町村は基礎調査を行い、必要に応じて整備計画の変更を行うべきものとされています。

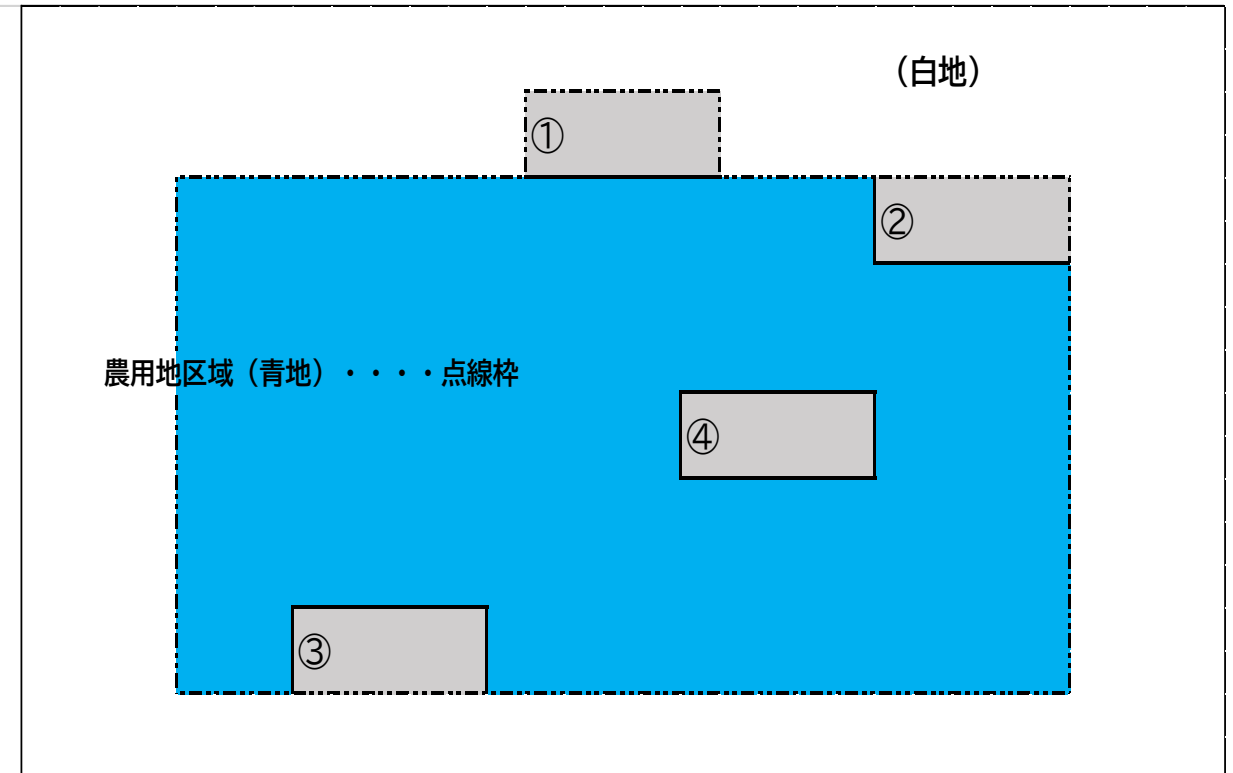


※竹富町における農振農用地区域の変更に当たっての原則（方針）

- ① 土地改良区などの基盤整備地区は農用地区域としての存続を図る。
- ② 集団性に欠ける飛び地状で小規模な農用地区域は、周辺土地利用状況や補助事業の可能性及び農地転用条件などを勘案し、除外を検討する。
- ③ 集落的土地利用と農業的土地利用の均衡と整合性を図る目的で、農用地区域への編入も考慮する。
- ④ 私有財産権の尊重とともに、公共の福祉の優先と両者の整合性を図る。

■ 農振除外形状等の要件について

※青地とは「農業振興地域内農用地区域内農地」、白地は「農業振興地域内農用地区域外農地」



- ① 凸型農地（1面青地接続）・・・ 農用地区域の先端で周囲を農地と隣接していないため、除外後も周辺農地への影響は少なく除外の可能性は高い。
- ② 周辺農地（2面青地接続）・・・ 農用地区域の周辺で、2辺のみ農地と接続で、除外後も周辺農地への影響はあまりなく除外の可能性は比較的高い。
- ③ 歯抜け農地（3面青地接続）・・・ 農用地区域の中にあり、3辺を農地に囲まれているため、除外すると周辺農地への影響が高いため、除外については慎重な検討を要する。
- ④ 中央農地（4面青地接続）・・・ 農用地区域の中央にあり、周囲は全て農地に囲まれている。農業の用途以外に供すると周辺農地に多大な影響を与えるため除外はできない。